

「微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書（脱塩素化分解・洗浄法）（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）について

令和6年4月19日

経済産業省産業技術環境局環境管理推進室
経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書（脱塩素化分解・洗浄法）（案）について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和6年4月19日（金）から令和6年5月20日（月）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 背景

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」といいます。）の使用製品（以下「PCB使用製品」といいます。）を所有する事業者は、確実に、そのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去するよう努めなければならないこととされています。

PCB使用製品からPCBを除去する方法は、PCB使用製品からPCBを除去する方法として環境大臣が定める方法（平成28年環境省告示第73号。以下「告示」といいます。）において定められているところ、令和6年4月19日に告示を改正し、PCBの除去方法としてCDP洗浄法を新たに追加しました。

このCDP洗浄法は、対象機器から除去したPCBを一連の工程の中で分解することまで可能な技術として、微量PCB含有電気機器の洗浄技術について審議する有識者会議において有効性が新たに確認されたCDP技術を用いた方法です。また、同有識者会議において、経済産業省及び環境省は、CDP洗浄法について環境保全及び電気保安を確保した具体的な洗浄手順について検討を行い、「微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書（脱塩素化分解・洗浄法）（案）」を取りまとめたところです。

本手順書に基づき適正に洗浄等が完了したと認められる機器については、所定の手続を経た上で、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定するPCB含有電気工作物並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するPCB廃棄物等に該当しないものとして取り扱うことを予定しています。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂きたい、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見募集の対象

微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書（脱塩素化分解・洗浄法）（案）

3. 意見募集要項

（1）募集期間

令和6年4月19日（金）から令和6年5月20日（月）まで
（※郵送の場合は締切日17時必着）

（２）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により下記のいずれかの住所宛てにお送りください。

（意見提出様式）

[件名] 「微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書（脱塩素化分解・洗浄法）（案）」に関する意見

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所（どの部分についての御意見か該当箇所が分かるように明記してください。）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

<注意事項>

- ・ 意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送の場合は、A4判の用紙にて提出してください。
- ・ 電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

<宛先>

○経済産業省産業技術環境局環境管理推進室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

○経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

○環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

（３）資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口（e-Gov）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、120 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A 4 版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「『微量 P C B 含有電気機器課電洗浄実施手順書（脱塩素化分解・洗浄法）（案）』に関する意見 関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記（2）②の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

（4）注意事項

- ・ 御提出いただいた意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 皆様から頂いた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・ 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

（5）問合せ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
T E L : 03-5521-9274
電子メール : hairi-sanpai@env.go.jp